

令和3年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年12月8日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和3年12月8日(水)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	恒石 浩良
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	常光 紘正	産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和3年12月8日（水）

[9:00 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。2番の岡村俊彰です。通告に従いまして、一般質問します。

本年度、新型コロナウイルスの対策事業として、8月1日から使用可能となった芸西村生活支援地域振興券と、10月1日からスタートした芸西村飲食店支援事業「芸西村で外食ぜよ！」の両事業の現段階での進捗状況をお伺いします。

また、この事業の終了期限は芸西村生活支援地域振興券が1月31日で、芸西村飲食店支援事業は2月28日ですが、両事業の今度の見通しをお伺いします。

特に芸西村飲食店支援事業は、2月28日までに規定の10万人に達したら終了するのでしょうか。もし10万人に達しなかった場合は、期間を延長するのか、そのまま2月28日で終了するのも合わせてお伺いします。

○ 池田 廣 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。芸西村生活支援地域振興券につきましては、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。現段階での進捗状況につきましては、生活支援地域振興券を8月に発送しまして、交付件数は3641件となっております。利用率につきましては、11月30日時点で73.8%となっております。

今後の見通しにつきましては、前回98.8%と多くの方々に利用していただいております。利用期限の2カ月前の利用率を比較しますと、前は74.6%、今回は73.8%と0.8%減となっており、おおむね前回と同等の利用率が見込まれています。未利用者につきましては、広報や村内放送、SNSなどを通じまして利用率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

芸西村飲食店支援事業につきましては、企画振興課のほうからお答えさせていただきます。

○ 池田 廣 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

おはようございます。私のほうからは、芸西村飲食店応援事業についてお答えします。本年度の芸西村飲食店応援事業「芸西村で外食ぜよ」は、10万人限定で実施しております。開始から2カ月経過しました11月末現在で約3万3700人の利用があり、大変好評だった昨年度を若干上回るペースで推移しております。新型コロナウイルスについては変異株による感染の再拡大が懸念されていますが、今のところ県の対応ステー

ジが5段階の最も低い緑の状況で、会食の制約が緩和されておりますので、年末年始は一定の利用が期待できるとしております。また、店舗ごとのリピーター対策や竹灯りの宵の影響もあり、事業の期限を迎える頃には予定数に達するのではないかと考えております。

2月末までに予定の10万人に達しない場合ですが、本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりますので、交付規定に基づき、支払いを含め全ての手続きを3月末日までに完了する必要があります。2月末の期間終了後、集計や店舗への支払い、清算作業に1カ月程度を要すると想定しておりますので、期間の延長は難しいと考えております。

期間内にできるだけ多くの方にご利用いただけるよう、今後も、商工会を通じて各種媒体を利用した情報発信を続け、集客対策を講じてまいります。以上です。

○ 池田 廣 議長
2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

2番岡村俊彰です。再質問します。先ほどは、各担当課長より丁寧な説明をいただきありがとうございました。この両事業が好調に推移し、新型コロナウイルスで落ち込んだ当村の経済活動の回復につながることを願っています。ただ現在、日本国内の新型コロナウイルスの感染は落ち着いた状況ではありますが、新たな変異株のオミクロン株が急速に世界中に広がろうとしています。

少し話がそれるかもしれませんが、原油価格の高騰でガソリン価格はもちろんのこと、これから寒くなり需要も多くなる灯油も高騰しています。特に、当村の基幹産業である施設園芸では、ハウス内の温度を保つために、どうしても重油を使用しなくてはならず、この原油価格の高騰が大打撃となっています。また、本園芸年度は、野菜価格も低迷し、ダブルパンチで農家は本当に不安しかない状況です。このような状況から脱するためにも、このような支援事業はまだ必要だと私は考えますが、今後の支援事業も含め村政について再度伺います。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。岡村俊彰議員から生活支援地域振興券と飲食店支援事業についてご質問をいただきました。今回のそれぞれの事業の進捗状況またその他の事項につきましては、先ほど担当課長から答弁をさせていただきました。ご承知のとおり、これらの一連の事業は国の臨時交付金で行われておりまして、全国それぞれ地域の実情に合わせて、いろんな施策が行われておりまして、国からの交付金で全額賄えるという事業となっております。

新型コロナの感染が広がって、はやもう2年がたとうとしておりますが、当時は経験したこともない事態でございまして、打撃を受けた村民の生活をどう立て直したらいいのか、正直大変悩みました。基金などを使って、急いで何とかするべきではないのかというお声も当時ございましたけれども、多方面にわたってダメージが大きすぎることに加えまして、こうした状況がいつまで続くのか分からない中で、小さな自治体がなげなしの一般財源を吐き出していたのでは、見る間に体力がつかまして、村民の皆さまに通常のサービスさえも提供できなくなるような財政破綻に近い状況に追い込まれるのではないのかと、全国の自治体が一応にそう感じていたと思います。そのような中で国からの交付金がありまして、地域にとって額は決して十分ではないですが、それをできる限り効果の出そうな施策に転換をしてこれまでやってきたものでございます。何が言いたいかと申しますと、なかなか自治体の単独施策でもってコロナ禍に立ち向かうのは大変ハードルが高いということでございまして、地方の置かれた苦しい状況というものを国はしっかりと捉え、迅速で継続的な支援策を打ち出していただきたいということでございます。

議員のご指摘どおり、まだまだ続きそうな感染拡大へ不安や各種の物価の上昇につきましては、これも全国的に同じ状況にあると思います。議会冒頭でも申し上げましたように、国においては過去最大の経済対策を行うことが決定されておりますが、順次示されるであろう対策には、あらかじめ使い道が制限をされてい

るような場合も想定をされるところです。議員からもご指摘いただいた事業含めまして、村の実情を改めて再確認をして、またこれまで行ってきた各種支援事業の効果などを再検証をいたしまして、多くの皆さまに共感していただけるようなタイムリーな支援策を今後も展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
9 番宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

9 番宮崎です。通告に従いまして質問をいたします。かっぱ市は当村の代表的な施設の一角を担っていますが、来店者の駐車場に対するおもてなしが十分といえるのか疑問に思われます。かっぱ市西側南半分の駐車場白ラインが消えており、駐車しづらくなっております。特に、高齢者にとっては、この白ラインを目安にして、枠内に駐車するのですが、目印となるものがなければ並行駐車が非常に難しくなります。村の管理ですが、ラインの修復を図るべきではないでしょうか。

また、時期的関係がありますが、駐車場が満杯となり来場者の方々には不便をきたし、さらに村道に渋滞が起り、通行の妨げとなる時があります。そこで、村が和食財産区より借り受けている未舗装の土地を活用してはいかがでしょうか。この土地は、第2次産業振興計画において新商品開発施設の建設予定地でありましたが、集落活動センターに同様の施設が整備されており必要性がなくなりました。現在この空き地は、碎石舗装のため西側の坂道通路に石が転がっていき、危険な状況になることがあります。来店者の方々が安心して駐車できる駐車場として整備してはいかがでしょうか。

次に、これからの時期は日没が早くなり、児童の帰宅時間が旧道の通り抜け車両の時間帯と重なってきます。街路灯も歩道もない道路での安全確保は、路側の白線に頼るしかありません。この白線があることにより、車両が通行する時にはこの線の右側を通る目安となり、歩行者や自転車は線の左側を通行して、少しでも安全性が保たれます。白線による絶対的安全が保障されるわけではありませんが、看板と同様にドライバーに安全運転を呼び掛ける効果があるのではないのでしょうか。白線は、一度引けば10年ぐらいは維持できると思われ、劣化して消えるまでには東部自動車道も安芸まで延伸して交通量も激減することでしょう。せめて、村道長谷寄・琴ノ浜線の通り抜け車両の多い道路や、通学路に指定されている交通量の多い道路に、車道外側線を引いて交通弱者の保護に努めるべきではないでしょうか。

また、道路上にゴミ箱のケージが設置された場所があります。夜間になると、見えづらく、危険でありますので、反射板などを取り付けて、通行の安全を図るべきではないでしょうか。

○ 池田 廣 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

宮崎議員のかっぱ市の駐車場に関する質問に担当課よりお答えします。まず、かっぱ市の駐車場の白ラインの件ですが、宮崎議員ご指摘のとおり、かっぱ市西側駐車場の一部について白線が消えて駐車しづらい状況になっております。予算が伴いますので時期については今ここではっきりと申し上げられませんが、整備を進めてまいります。

次に、和食財産区より借り受けている未舗装の土地の活用についてお答えします。かっぱ市は、来店者数、売上とも昨年度より増加傾向にあります。ゴールデンウィーク、お盆などの連休に限らず、土日の、特に午前中は多くの方にご来店いただいているため、宮崎議員のご指摘のとおり、駐車場が満車となる事態が発生し、ご迷惑をおかけしております。村道に駐車して待機する車もあるとのことで、交通安全上も問題ですし、和食財産区より借り受けている土地の碎石が、搬入業者やスタッフの車両が行き来する際、西側の駐車場に転がり落ち、危険な状況もありますので、安全に利用いただけるよう対応が必要だと考えております。

ご提案いただいた未舗装の土地を駐車場として整備することについては、予算が伴いますし、各種手続きや所有者、関係機関との調整が必要になりますので、時期については今ここではっきりと申し上げることができませんが、協議しながら進めてまいります。以上です。

○ 池田 廣 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

宮崎議員の村道路線の安全対策に関するご質問に対しまして担当課からお答えいたします。

ご質問の旧道につきましては、朝夕のラッシュ時に、国道の迂回路として通り抜けする車両が多く、スピードを出して走行する車も多い状況ですが、区画線が消えかかっている所や、消えている所も多くありますので、以前の一般質問におきましても、安全対策としてきちんと白線を引くべきとご意見をいただいているところであります。

そのため、村道の維持管理業務では安全上の優先度の高いところから対応しておりまして、区画線の補修につきまして、今年度は交通量の多い旧道や公共施設の駐車場などで1100メートルほどの補修を行っております。また、区画線とは別の交通安全対策といたしまして「通学路注意」や「飛出注意」といった路面標示を危険性の高い場所へ施工しております。

区画線の補修につきまして、維持管理業務となることから補助事業がなく、単年度に広範囲での補修は難しい面があるため、目に見えて改善が進んでいる状況とは言えませんが、現場の状況も確認させていただきまして優先度の高いところから対応してまいります。

また、ゴミのケージへの反射材の取付けにつきましては、安全対策として効果が見込めますし、費用的にも大きな額は必要ないものと思われまますので、道路上にあるケージ等につきまして検討を進めてまいります。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

宮崎議員からは、かっぱ市来店者の駐車場問題と、村道の通行上の安全性の確保についてご質問をいただきました。まず、かっぱ市につきましては、議会冒頭にも少し触れましたが、本年度、新規事業として自然体験満足度向上事業を開始して、今後は店内の品ぞろえの検討も行うなど、集客力を高める取り組みに力を入れているところであります。順調にいけば、今後さらに来客数が増加することが予想されますので、来店される方が安心して買い物ができるよう、駐車場対策の強化については必要性を感じております。課長から答弁ありましたが、早期に対応できるよう関係者の皆さま方と協議を進めさせていただきたいと考えております。

次に、国道の抜け道として旧道を通行する車両に対する安全対策や通行車両を減らす取り組みにつきましては、かねてから安芸警察署や土佐国道事務所とも連携してさまざまな取り組みを行っており、村にとりましても大きな課題となっております。

しかしながら、通り抜け車両が全く入らなくなるような抜本的な解決策は、高規格道路が開通して通行車両が減少するまでは難しい状況であるものと考えられますので、沿線住民の皆さまのご意見なども参考にさせていただきながら、いろいろな対応策について意見を出し合い、実際にできる現実的な対策を積み重ねていくほかに安全対策を向上させる方法はないのではないかと考えております。

そうした中で今回のご質問にあります通学児童等への安全対策は、まず第一に取り組まなければならない課題であります。現在、区画線の補修も含めまして村道の維持管理につきましては、先ほど担当課長が答弁しましたように、優先度を考慮の上で取り組んでいるところではありますけれども、朝夕の通り抜け車両が多く歩行者が危険な状況にある場所の区画線の補修につきましては、優先的に取り組んでいきたいと考えています。

また、ケージへの反射材等の取付けにつきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、すぐに解決できる課題であろうと判断いたしますので早急に対応してまいります。以上です。

○ 池田 廣 議長
1 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。1番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。現在、コロナウイルスの感染者も小康状態ではありますが、新しい変異株であるオミクロン株の脅威も心配するところでございますが、コロナ後の芸西村の観光資源の有効活用を今から考えていくのも大事なことだと考えております。

和食ダムの完成も、平成28年度にダム左岸の地層に重要な問題点があったことから、再掘削を余儀なくされ6年の工事延長となり、当初の完成予定よりだいぶ遅れましたが、令和6年度末には完成予定となりました。ダム周辺の観光資源としての整備をどのようにしていくのかお聞きいたします。

平成26年度頃に、県主催でダム事務所・企画振興課・住民との「地域と共に芸西村の明日を考える会」これは仮称ですが、という座談会があったように記憶しております。その会では、考える村からダムまでの遊歩道や熊ノ倉城跡まで行くルートをやっかっぱロードと名付けたり、植樹などのダム周辺の整備に関する話し合いが行われてきました。先日、その会の一員だった方から、「そろそろダムも完成するのに、あの時に出た案はどうなるんだろう」というお声もお聞きしました。現在、ダムだよりによると、平成9年度から配布しているダムカードも、令和3年3月時点で2000枚を突破し、コロナ禍においても年間250名程度の見学者があるようです。また、四国堰堤ダム88箇所巡りというものもありダムマニアと呼ばれる人たちも多数いるようで、これは和食ダムへの関心の高さを表していると思われれます。3年後には、ダムも完成するという事なので、この貴重な観光資源としてのダム周辺を村としてはどのような整備をしていくのかお聞きしたいと思えます。

また、ダムと琴ヶ浜までの距離が近いという地の利を生かして、琴ヶ浜の活用も同時進行で考えることも重要なのではないかと考えます。最近では、車で旅行する人たちの間では、車中泊をする人の数がコロナの影響もあり、増加傾向にあると聞いております。全国的にはRVパークも増えているそうですが、RVパークに必要な条件に15キロ以内に入浴施設があること、これはロイヤルホテルが使えますし、食事ができるところが近くにあるなどのことがあげられます。また、行政報告にもありました自然体験満足度向上事業の海水プール跡地でのバーベキューも活用ができ、ロケーションも大変魅力的な琴ヶ浜は最適だと思いますが、RVパークの設置をどう考えるのかお聞きします。

令和7年には、東部自動車道も芸西インターまで全面開通する予定になっていますが、芸西村により多くの観光客に来てもらうようにするには、今から準備をしておくのが最善策だと思いますが、村はどのような観光資源を活用していくのかお伺いいたします。以上です。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

西笛議員の和食ダムに関連するご質問に担当課からお答えをいたします。まず、和食ダムの観光資源としての活用に向けた取り組みの経過になりますが、第1期の「芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の交流人口拡大の事業項目の一つとしてダム建設に併せて周辺整備事業を進めて、村の観光振興と地域活性化につなげていこうということになり、県、村、村内の各種団体の代表や地元の住民などにお集まりいただき、平成27年11月から検討を行うことになりました。

素案につきましては、住民や事業者からの要望事項を基に、ダム事業に直接関連する周辺整備事業の取りまとめに合わせて作成しまして、その案に対しまして肉付けや追加案などの意見を出していただき構想をまとめていくこととしました。

また、自由な発想で意見を出していただくために、予算や用地の問題などは考慮せず、広い視点で活性化を目指した協議を進めることといたしました。そのため、平成28年3月に一定の取りまとめが終わりましたが、事業費も含めまして非常に大きな構想となっております。

その後、詳細を詰めて具体的な実施項目を検討する予定となっておりますが、ダム本体左岸側に節理面が見つかったことで、その対応策の協議が必要となったことや、再掘削により完成時期が大きく延びる見込みとなったことから、周辺整備に関する話し合いは休止した状況となり現在に至っております。

しかし、ダム completion も令和6年度の予定となっていることから、再度、検討を進める時期となっております。そのため令和4年度には、ダム事務所とともに周辺整備の具体的な事業項目の調整や詳細設計を行う予定となっております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

西笛議員の琴ヶ浜の活用に関する質問に担当課よりお答えします。まず、RVパークについてですが、日本RV協会が認定する車中泊施設RVパークは、トイレや電源が完備されていること、一週間程度の滞在が可能であること、予約が必須でないことなどさまざまな要件があります。高知県では1カ所、大豊町のRVパークゆとりすとが認定を受けています。

琴ヶ浜の村有地が候補となると思いますが、区画して整備し、電源設備や看板を設置することが必要となります。琴ヶ浜は、台風の高潮被害や、南海トラフ地震による津波の影響を受けると予測される場所ですので、開発行為は大変難しく、自然環境を生かした観光誘致を進めているところです。また、ロケーションがよく日常的に一般の観光客の方に多くお越しいただいております、各種イベントにも活用しているため、設置に関してはハードルが高く難しいと考えております。琴ヶ浜は村を代表する観光資源ですので、今後も有効な活用方法について研究を続けてまいります。

次に、高規格道路の整備を見越した観光客誘致に関する質問についてお答えします。高規格道路の整備によるアクセス向上で、県内外からの観光客の増加が期待されることです。観光振興につきましては、公的機関である村、県、東部地域の広域観光協議会と、商工会等の各種団体、宿泊施設、飲食店をはじめとする民間との連携、協働の取り組みが大切だと考えております。

今回の飲食店応援事業につきましては、国の交付金事業の終了を見据えて、各店舗にリピーター対策をお願いしています。芸西村を広くPRできる絶好のチャンスと捉え、多くのお客様に二度、三度と来村いただけるよう、村、商工会、飲食店が連携して取り組みを行っております。

また、本年度はコロナウイルス感染対策のため「竹灯りの宵」をロイヤルホテル土佐で開催しておりますが、イベントについても、民間とのコラボレーションで相乗効果を目指していきたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
1 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

各担当の課長様より、大変詳しく回答していただきましてありがとうございました。来年度から、またダムのほうの計画のことが進んでいくのは大変うれしいことだと思っておりますけれども、また前回、予算も考えないで、いろんなことを話し合いましたけれども、それを石積みして進めていっていただけたらありがたいと思います。

それから、RVパークの件は本当に残念ですが、何か他にいろいろな、琴ヶ浜に先日も私の友人が来ていましたけれども、すごくいいと、魅力的だ、また来たいというようなことを言っていたので、ぜひいろんなことで活用していただけたらと思っております。

それにつきまして村長は、芸西村の観光資源の有効資源について全般的なお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からはアフターコロナを見据えた村の観光資源の有効活用についてお尋ねがございました。新た

にできる和食ダムの完成を契機として、ダムや琴ヶ浜といった芸西村の地域資源と活用した観光振興や地域活性を推進する取り組みは、芸西村を広くPRしていく上で大変重要な課題であります。

まず、ダム関連につきましては、先ほど担当課長からありましたけれども、現在ダムの本体工事に関連する事業で施工時期の調整が必要な事業は継続して取り組んでおりまして、ダム対岸の基幹管理道周辺の整備の残る部分につきましては、県によって間もなく着工の予定と聞いております。これらの事業はダム建設に直接関連する事業でありますため、財源措置もあり大きな負担もなく事業を進めることができますけれども、ダム事業に直接関連のない地域振興を目的とするような整備事業につきましては、ご承知のとおり全て村の負担となります。議員のご指摘の「地域と共に芸西村の明日を考える会」は、私が村長に就任させていただく前に複数回開催されておりまして、皆さまから自由にさまざまな構想やご意見を頂戴をしております、その資料も当然私の手元に残っております。詳細は、先ほど課長が答弁いたしましたけれども、資料の中には、「芸西村地域創生総合戦略に基本的な方向として、観光PRを強化して交流人口の拡大を図る面で、和食ダム周辺道路整備事業と掲げられているので、庁内で協議をして優先順位をつけていく」という村側の発言が残されておりまして、現実的にはこれから煮詰めるという発言趣旨だと思います。

その後ダム本体の節理面への対応・対策ということになりまして、工期が伸びたことで、この作業は一旦、その歩みを止めておりました。従いまして、来年度以降で具体的に詳細を検討していく上では、この数年間の間にさまざまに変化いたしました社会情勢や周辺地域も含めた交通網などのインフラ整備の状況など各種の需要を改めて分析をする必要があると思われまます。以前に、ご指摘のありましたように、以前いただいた基本構想をベースとしながらも、実際に整備する場合の費用対効果の問題や、現在の村の予算の中で補助金や起債がない単独費用としての財源調達といった現実的な問題などにも、十分に協議を行いながら実際にできる事業内容を見定めていきたいと考えております。

続きまして、琴ヶ浜の活用と絡めたご質問ですけれども、太平洋とダム湖を一望できる国内でもなかなか珍しいダムだということで、大変観光面でも有望だというふうに私も聞いておりまして、そうした観光資源としての広がり期待される場所ではありますが、なかなかその多様化する観光ニーズにどのようにすればマッチしていくのかということにつきまして、関係機関とこれから連携をして協議を進めてまいらねばならないと思っております。

また、現在コロナ禍でありますから、停滞している観光事業も、コロナ禍終息後には大きく変化していく可能性がございます。将来の観光振興策を考えていく上でも、例えばSNSの急速な普及や個人の価値観、生活様式の変化などもあって、多様化・複雑化するニーズの中でどこに焦点を合わせて、どのようにアピールして観光客を呼び込んでいくかを考える必要があります。そのため、課長が答弁しましたように行政組織だけではなくて、民間企業・住民団体様などさまざまな角度から意見を集約して、観光振興を検討していくことも重要だと考えております。

それからご指摘がありましたように、令和7年に高知龍馬空港ICから香南のいちICまでが開通しますと、高知市からも直結してアクセスが飛躍的に向上いたしますが、その後安芸市まで延伸をいたしますと交通ネットワークの面では、芸西村は通過点となりまして交流人口は減少傾向となることが予想されております。多額の事業費を要する短期的視点でのハード整備というのは、できるだけ避けるべきだと思いますが、それらも見越して長期的な視点での検討が必要ではないかというふうに考えております。

また、観光振興の面では、以前に私自身、東部博に携わった経験上から申し上げますと、芸西村は大きな集客力を持つ観光資源が他の自治体に比べて比較的少ないのが一方で、圃場整備などの農業などの生産基盤が大変高度に水準が高く整備をされておりまして、面積当たりの農業算出額も県下で突出しているということ。それは言い換えれば、それに携わる若い世代の方々も大変多くございまして、皆さん大変忙しい日常を送っております。それで、農繁期も非常に長いために観光イベントの準備に時間を割かれるそうしたことを牽引するプレイヤーをなかなか集めにくかったというような経験則がございまして、そこも一つの課題ではないかと思っております。従いまして、そのダムも含めまして、琴ヶ浜など既存の観光資源、そうしたものを一体的な活用方法を含めまして、東部の観光協会や商工会、そしてかっぱ市や集落活動センター、そしてロイヤルホテルとか黒潮カントリークラブなどいろんな民間の方々の知恵をお借りをしながら、時代の潮流にあった観光施策をこれからも推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○ 池田 廣 議長
8 番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

8 番松坂です。通告に従いまして、村長に国保税の中の子どもに係る均等割保険料の軽減についてお尋ねをします。この問題は、2017 年の 12 月議会で質問した問題でもあります。均等割保険料は、その世帯の人数に対し 1 人何ぼでかかってきます。当村の均等割額は、医療分が 1 人年間 2 万 5000 円、後期高齢者医療支援金分が 1 人年間 8000 円で、合計 3 万 3000 円となっています。0 歳の赤ちゃんであっても 3 万 3000 円。後期高齢者医療支援金分の負担をすることになっています。子どもが増えれば増えるほど、掛ける何人で保険料は上がってきます。こんなやり方は、その昔世界のあちこちにあった人頭税ともいえるものとなっています。人頭税は、個人に対して、老人・子ども・女性など、その関税能力の差を考慮せず、負担を課すもので、前近代的なやり方といえます。それはもちろん子育て支援や少子高齢化対策に逆行するものとなっています。

私は、この問題で 4 年前に均等割保険料の軽減を求めました。その時の総務課長、村長の答弁は以下のようなものです。「医療にかかった費用を加入者全てが負担するもので、子育て世帯のみの軽減は妥当ではない。現状でも多額の公的支援を一般会計から国保会計に繰り入れている。国保に加入している人のみを減額すると、他の医療保険に加入している人から見ると不公平感もある」。村長も、全国知事会の動向なども示しながら、また均等割は他の医療保険にはない負担だという認識も示しながらも、結論としては「今直ちに実施するという事は困難だ」という答弁でした。全体的な答弁の印象は、そんなことはできるわけないやろうというような感じでした。

それから 4 年、私は最近、国は 2022 年度から子どもの均等割保険料を軽減するという話を聞きました。調べてみますと、その内容は未就学児の均等割を 5 割軽減する。7 割、5 割、2 割の法廷減免世帯についても、その負担額の半分を減額するというものでした。ただ、全額国庫負担ではなく、国 2 分の 1、県 4 分の 1、村 4 分の 1 の負担で費用を賄うとなっていました。長年、要望してきたことでありますし、限定的ではありますが、改善に向けて国が第一歩を踏み出したものとうれしく思っております。

4 年前に前向きな答弁ではなかった村長は、今回の国の動きに対しまして、どう評価し、どのような印象を持つのかまずお尋ねをします。

また、当村において、この国のスキームで実施するとすると、国は村に 4 分の 1 の負担を求めています、その額はどのくらいになるのか。そして当村ではどのような対応をするのかお尋ねをします。

この話を最初に聞いた時に、対象範囲をなぜ未就学児に限定するのだろうかという疑問がわいてきました。今度支給が予定されている子育て世帯への給付金も対象は 18 歳以下とのこと。子どもの医療費無料化もだんだん対象範囲を広げ、今では 18 歳以下となっています。子どもの範囲というのは、大体 18 歳以下となってきたのではないかと思います。当村では、対象範囲を拡大して実施することにはどうかと思いますが、村長の見解をお尋ねします。以上です。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。松坂議員のご質問にお答えします。まず、1 点目です。国の政策についての評価をお聞きされています。議員のご質問にあります「子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入」については、令和 2 年 12 月 15 日閣議決定されました「全世代型社会保障改革の方針について」等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、改正されるものです。

国民健康保険制度の保険料等は、加入者の収入や資産に応じて計算される応能割、これは所得割・資産割と言いますが、これと収入や資産に関係なく一律に計算される応益割、こちらが均等割・平等割です、を組み合わせて定められています。ちなみに当村では、資産割は平成 30 年度から廃止しております。その上で、低所得者に対しては、それぞれの所得に応じて、応益割の 7 割・5 割・2 割軽減措置が講じられております。

令和 4 年度から、減額の対象となるのは、未就学児の均等割額についてで、その 5 割を公費により軽減す

るというものです。例えば、7割軽減対象の場合、残りの3割の半分を減額することから、8.5割軽減となります。

今回どのように評価するのかというご質問ですが、松坂議員からは、先ほど言われましたが、平成29年12月議会で、子どもの均等割の軽減についてのご質問をいただいております。その時点では、「多額の一般会計からの繰り入れを行っている当村では、村独自の軽減措置については、直ちに行うことは困難であり、国保制度の中で、国の負担による軽減措置の見直しについて、強く要望を続けていく」という村長からの答弁もありました。その要望が届いた形ですので、今回の軽減措置の拡充については、国保加入世帯における子育て世代にとっても、村の国保財政においても歓迎される改正となっていると思います。

続いて、村の負担額等についてのご質問です。軽減措置についての条例改正等については、国の基準通りの内容で、運営協議会のほうへお諮りしたいというふうに考えております。その後、答申を受けて、令和4年度から適用すべく、議会へ提案したいと考えております。なお、村負担分については、軽減した額を基準とし、軽減額の4分の1を一般会計から繰り入れるとされており、いわゆる法定外繰入とは異なるものというふうに理解しております。

議員からは、減額措置の対象額ということですが、人数はですね、令和3年10月末時点の未就学児は、44人、内訳は7割軽減が1人、5割軽減が5人、2割軽減が13人、軽減なしが25人となっております。均等割額の軽減額につきましては、総額約63万円と見込んでおります。このうち、当村の負担については、4分の1の15万8000円というふうに見込んでおります。

最後に、対象範囲を未就学児に限定せず、拡大してはどうかというご質問です。まず、国民健康保険制度においては、全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があり、子どもがいる世帯でも、子どもを含めた被保険者の人数に応じて一定ご負担をいただくこととされております。一方で、少子化対策は、国や地方公共団体においても最優先で取り組むべき課題であるということは、周知のとおりです。

議員のご質問の対象者の拡大については、子育て世代の負担軽減を図る観点から、今回改正が行われております。その過程で、なぜ未就学児なのかということについてですが、本年4月8日の国会での総理大臣の答弁を引用させていただくと、「未就学児の医療費の窓口負担割合が2割とされていることや、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていることなども考慮して、未就学児の均等割を半額に軽減することとしている」ということです。

未就学児以外の子どもに対する軽減措置の拡大は、現状では村独自の措置となり、財源をどうするかという大きな課題があります。考えられる財源として、保険税などを村が独自に減免する場合は、その減免した保険税は他の被保険者で負担するか、国保会計の基金に余裕があればそれを活用するか、また一般会計からの法定外繰入を増やすか、という方法が考えられます。いずれの方法をとるにしても、それぞれ課題はあると考えておりますので、政策的な面と財政的な面なども踏まえ、慎重に対応していかなければならないというふうに考えます。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からは国保税の子どもの均等割保険料の軽減についてお尋ねがありました。先ほど議員からご案内がありました、平成29年の12月議会におきまして議員から一般質問をいただきまして、私のほうからは答弁として、国保の制度設計の中で、国の負担において軽減措置が図られるよう村として要望すること、そして、加えて、議員の所属政党におきましても国政の場で強く要望いただくようお願い申し上げておたところでございます。その成果かどうかははっきりとは分かりませんが、今回の子どもの均等割の減額措置制度がこの度導入されたことにつきましては、地域における現場再度からの声が届いたものということで大変喜ばしく思いますし、率直に評価しているところでございます。以上です。

○ 池田 廣 議長
8番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

答弁ありがとうございました。結局私の言いたいことは、やっぱり村独自の対象範囲の拡大ということになってきますが、村長も課長も、この。

○ 池田 廣 議長

松坂君よ。マスク外して。

○ 松坂 充容 議員

村長も課長も、この軽減措置は歓迎するというので、ただ問題は財源をどうするかとか、そういう問題になってくるという答弁だったと思います。総務課長の答弁では、結局かかる費用は63万円で村負担分はそのうち15万円ということになってくるので、私の予想していたよりもかなり低い金額だと思うので、これは仮に18歳までやるとしても、単純学年の終わりでいくと15万円の3倍ということになるんですかね。違う。また言うてください。3倍でないにしても、そんなに大した額にならないと私は思います。

私が4年前に頼んだ時と、今回との条件が違っている点としては、一つは、均等割金額について国が財政措置を取ったということ、これは子どもの医療費の無料化に対して、国がペナルティを課しているというその対応と比べれば、真逆の対応を国が取っているということは、一つ変わってきていると思います。もう一つは、当村の財政の問題としては、ふるさと納税の寄附がとにかく県下でもトップクラスの寄附が寄せられているということであると。これは財源になるのではないかと私は思いますが、そういうことも含めまして再度検討してもらいたいと思いますが、村長の見解をお尋ねします。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員からは、対象者を高校生までとかに拡大してはどうかということと、財源のことについてご質問をいただきました。仮に、未就学児の軽減を全額に拡大すると、法定軽減の負担分15万8000円を別として、新たに63万円が村の負担になります。高校生までの2分の1を軽減すると、153万8000円、高校生までの全額となると339万円が新たに追加で負担することになります。

この負担をどうするかについては、先ほども申しましたが、既に多額の一般会計からの法定外繰入を行っている当村において、また現在、保険料水準の県下統一に向けた協議をしている中では、今以上の一般会計からの繰入の増額は、厳しいのではないかとこのように考えております。

仮に、先ほど言われました、ふるさと納税の基金を充てるという案もありますが、一時のそういう基金を充てるということについては、今後の保険料水準の県下統一についてのハードルになるのではないかとこのようにも考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員の再質問にお答えさせていただきます。課長答弁と多少重なるところがあると思いますが、ご容赦いただきたいと思います。議員からは、18歳までにそうした軽減対象を拡大してはどうかというご発言もあったところでありますが、このご意見に関しましては、子育て世帯の負担軽減、そして少子化対策として、当然私その趣旨は理解をしているつもりでありまして、先月東京都内で開催されました令和3年度国保制度改善強化全国大会に私自身も出席をいたしまして、子どもに係る均等割保険料税の軽減制度の拡充を行うように要望をすることということを決議をいたしまして、国の関係部局に要望書を提出してまいりました。

ただ、この負担につきまして、今般決まった軽減枠の中の村の公費負担である4分の1につきましては、制度上地方交付税措置が講じられる予定となっておりますけれども、それ以上に軽減することとした場合は、当然のことながら、免除した国保税を補填する公的な制度が現在のところ準備をされておられません。先ほど

課長答弁でもありましたが、将来的に高知県において国保水準の統一化について協議が行われ、一般会計からの基準外繰入の削減が求められている最中において、制度で認められた枠以上に自治体独自に単独施策を積み増しすることについては、調整を行っている県との間におきましても、さまざまな問題点や慎重な議論がございまして、直ちに実施するという事は、なかなか困難と言わざるを得ません。私は、国民の生活を根幹から支える社会保障制度につきましても、やはり本来国が制度設計をして、地方をしっかりと支えるべきではないかと考えております。子どもにとりましても、あそこの街ではやっているけど、うちではやっていないなどと受け止められないように国がしっかりと改善点を認識して、子育て政策としての側面も考慮しながら、国の責任として公平に一律に制度の充実を図るべきではないかと、強く思っております。つきましては、先ほど申し上げました国保制度の改善強化に関する要望と同じように、私自身そうした地方の思いが国にしっかりと伝わるよう、今後も引き続き活動を続けてまいりますし、今後の国の動向も注視していきたいと考えております。議員におかれましても、今回の制度改正に結び付きましたような新たな成果が得られますように所属政党のほうからも声を上げていただければと思いますので、改めてお願いを申し上げます。以上です。

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。

[10 : 02 散会]